

第 1021 回教育委員会 会議録

平成 28 年 2 月 18 日

14:00～15:45

①開 会

<菊川委員長>

それでは、ただいまから、第 1021 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<菊川委員長>

会議録署名委員に、小嶋委員と片桐委員を指名いたします。

③会期の決定

<菊川委員長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菊川委員長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<菊川委員長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)の「平成27年度山形県公立高校生のボランティア活動実態調査について」、(2)の「皇后盃 第34回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会の山形県選手団の成績について」、(3)の「天皇盃 第21回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会の山形県選手団の成績について」、(4)の「第71回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会の山形県選手団の成績について」、(5)の「平成27年度全国高等学校総合体育大会(スピードスケート・スキー)の山形県選手団の成績について」、これらは、資料の配布をもって報告とし、事務局の説明は省略します。

<菊川委員長>

これより議事に入ります。

⑤議 事

<菊川委員長>

議第 1 号「山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、スポーツ保健課長より説明願います。

<スポーツ保健課長>

はい。それでは説明させていただきます。資料は議第 1 号を御覧ください。「山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

県立高等学校の体育施設開放事業については、生涯スポーツ振興施策の一つであるスポーツ環境の整備として、地域におけるスポーツ活動の場の確保、それからコミュニティの再組織化の拠点づくりを目的に行っております。今回の改正は、県立米沢商業高等学校を追加するためのものです。次の頁の新旧対照表を御覧願います。現行と改正案ということ

で示してありますが、現行では 18 校が登録されております。これに米沢商業高等学校が加わり 19 校ということになります。なお、前回の会議で決定いただいた、県立東桜学館高等学校のグラウンド、これについては 4 月 1 日からの開放ということになりますので、4 月になると、東桜学館が加えられ、合計で 20 校ということとなります。

以上です。よろしく願いいたします。

<菊川委員長> 御意見、御質問等ございますか。

<菊川委員長> これは、開放校は全県に万遍なくあるのですか。

<スポーツ保健課長> 地域の団体から申請があれば、教育活動に支障がない範囲で、学校長が開放するかどうかを判断し、最終的には教育委員会で決定することとなります。

<菊川委員長> ほかになれば、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菊川委員長> 御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり可決いたします。

<菊川委員長> 次の議第 2 号は議会提案前の案件であり、続く議第 3 号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菊川委員長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 関係者以外退出 議第 2 号から議第 3 号及び追加提案された議第 4 号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<菊川委員長> これで、第1021回教育委員会を閉会いたします。